

# 情報セキュリティポリシー宣言書

## 1. 目的

お客様から回収する産業廃棄物内における機密情報はもとより、当社における情報に関する資産の保護・管理、セキュリティ環境の強化を図り、産業廃棄物収集運搬及び中間処分事業を提供していく中で、お客様から存在感のある「信頼される企業」として、将来にわたり成長・発展し続けることを目指す

## 2. 情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、機密性、完全性及び可用性を確保し維持することをいう。

- (1) 機密性：認可されていない個人、エンティティ又はプロセスに対して  
情報を使用不可又は非公開にする特性  
(アクセスを許可された者だけが、情報にアクセスできること)
- (2) 完全性：資産の正確さ及び正確さを保護する特性  
(情報は正確であり、情報の処理方法が統一化されていること)
- (3) 可用性：認可されたエンティティが要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性  
(アクセスを許可された者が、必要なとき必要な情報にアクセスできること)

## 3. 適用範囲

情報セキュリティマネジメントの適用範囲は、当社の全組織及び全業務とする。

## 4. 実施事項

- (1) 情報セキュリティの基本的な維持事項である「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保し維持すること。
- (2) 社内規則、規制及び法律の要求事項に対して違反しないこと。
- (3) 重大な障害または災害から事業活動が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、定期的な見直しをすること。
- (4) 情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲全ての社員等に対して定期的に実施すること。
- (5) 情報セキュリティの事件事故及び疑いある弱点のすべてが報告され、調査されること。
- (6) 情報セキュリティの違反及び、疑いある違反のすべてが報告され、調査されること。

## 5. 責任と義務及び罰則

- (1) 情報セキュリティの責任は、代表取締役社長が負う。そのために代表取締役社長は、全ての社員等が必要とする資源を提供する。
- (2) 全ての社員等は、情報を守る義務がある。
- (3) 全ての社員等は、本ポリシーを維持するため策定された手順に従わなければならない。
- (4) 全ての社員等は、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する責任を有する。
- (5) 全ての社員は、当社が取り扱う情報資産の保護を危うくする行為を行なった場合は、懲戒处分及び法的処分の対象となる。派遣社員の場合は、「労働者派遣契約書」等で定められた手続きにより処理される。

## 6. 定期的見直し

経営者は、常に変化するリスクに対して効率的にマネジメントを行なうため、情報セキュリティマネジメントシステムの見直しを毎年2月に行なう。

平成 20年8月 26日  
株式会社 福井商店  
代表取締役 赤羽 敏宏